

児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定等及び指定医の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定等及び指定医の指定等に関し、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定小児慢性特定疾病医療機関 法第6条の2第2項第1号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。

(2) 指定医 法第19条の3第1項に規定する指定医をいう。

(指定小児慢性特定疾病医療機関の指定等)

第3条 法第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受けようとする病院又は診療所、薬局及び指定訪問看護事業者（政令第22条の4に規定する指定訪問看護事業者をいう。）は、指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 法第19条の10第1項に規定する指定の更新（以下「医療機関の指定の更新」という。）を受けようとする病院又は診療所、薬局及び指定訪問看護事業者は、指定小児慢性特定疾病医療機関更新申請書（第2号様式）により、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、医療機関の指定又は医療機関の指定の更新の可否を決定し、その旨を指定小児慢性特定疾病医療機関指定・更新可否決定通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

4 指定の有効期間は、前項の規定による指定をした日から6年以内とする。

(指定小児慢性特定疾病医療機関の変更の届出)

第4条 法第19条の14の規定による変更の届出は、指定小児慢性特定疾病医療機関変更届（第4号様式）により行わなければならない。

(指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退)

第5条 法第19条の15の規定による辞退の届出は、指定小児慢性特定疾病医療機関辞退届（第5号様式）により行わなければならない。

(指定医の指定等)

第6条 省令第7条の11に規定する指定医の指定を受けようとする医師は、小児慢性特定疾病指定医申請書兼経歴書（第6号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 省令第7条の12に規定する指定の更新を受けようとする医師は、小児慢性特定疾病指定医指定更新申請書（第7号様式）により、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、指定又は指定の更新の可否を決定し、その旨を小児慢性特定疾病指定医指定・更新可否決定通知書（第8号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

4 指定の有効期間は、前項の規定による指定をした日から5年以内とする。

(指定医の変更の届出)

第7条 省令第7条の14の規定による変更の届出は、小児慢性特定疾病指定医変更届（第9号様式）により行わなければならない。

市長は、当該届出を受けたときは、小児慢性指定医に対し、変更後の指定通知書を交付するものとする。

（指定医の指定の辞退）

第8条 省令第7条の15の規定による辞退の届出は、小児慢性特定疾病指定医辞退届（第10号様式）により行わなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。